

北空知地域医療介護連携支援センター

ホームページ掲載用 社会資源・インフォーマルサービス情報

事業 サービス名称	北竜町高齢者世帯等除雪費助成
事業 サービス内容	高齢者世帯等の玄関前及び屋根・窓の除雪に関し、冬期間を通じて業者等に委託している世帯へ除雪費用の一部助成金を支給します。
対象者 要件 負担金 手続き方法 等	【対象者】 (12月1日(以下「基準日」という。)現在、北竜町内に住所を有し、現に居住している者のうち町民税非課税世帯又は町民税均等割のみが課税されている世帯で、次の各号のいずれかに該当する方に一部助成金を支給します。ただし、世帯については住民基本台帳上の区分ではなく、生活形態上の世帯です。 ①基準日現在世帯主が65歳以上、同居の親族が65歳以上の世帯員で構成されている世帯 ②基準日現在65歳以上の独居世帯 ③世帯全員が病弱で除雪が困難な世帯 【手続き方法】 高齢者世帯等除雪費助成申請書兼課税状況閲覧同意書に業者等との委託契約書の写し又は業者等へ支払った額の領収書の写しを添付し北竜町役場住民課福祉係へ提出して下さい。その内容を審査し、助成金の支給の可否を決定し、高齢者世帯等除雪費助成支給決定(却下)通知書により申請者に対し通知します。 【対象期間・助成金額】 業者へ現に支払った額(消費税を含む。)の2分の1の額とし、次の各号に掲げる額を対象期間の限度とします。なお、対象期間とは、12月1日から翌年3月31日とする。 (1) 玄関前の除雪 20,000円限度 (2) 屋根・窓の除雪 20,000円限度 【支給日】 3月末日までに支給します。
その他	
問合せ 申込み先	北竜町役場住民課福祉係 電話 0164-34-2111
情報掲載ウェブ ページ URL	

北空知地域医療介護連携支援センター